

(設置)

第1条 火葬業務を行うため、松江市斎場(以下「斎場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松江市斎場	松江市大庭町1740番地4

(指定管理者による管理)

第3条 斎場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 火葬及びこれに付随する業務
- (2) 斎場の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(休場日等)

第5条 斎場の休場日は、1月1日とする。

2 斎場の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 [前2項](#)の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休場日若しくは開場時間を変更し、又は臨時に休場日を指定することができる。

(使用許可)

第6条 斎場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、[前項](#)の許可をする場合において、斎場の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、斎場の使用を許可しない。

- (1) 斎場を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) [前3号](#)に掲げる場合のほか、使用が不適当と認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、斎場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) [この条例](#)の規定に違反したとき。
 - (2) [前条各号](#)のいずれかに該当する理由が生じたとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (4) 使用の許可の条件に違反したとき。
 - (5) 災害その他の事故により斎場の使用ができなくなったとき。
 - (6) 斎場の管理上特に必要があるとき。
- 2 [前項](#)に規定する使用の許可の取消し、使用の制限若しくは停止又は退去により使用者が損害を受けることがあつても、市長及び指定管理者は、その責任を負わない。

(使用料)

第9条 使用者は、[別表](#)に定める使用料を使用許可の際納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、松江市の区域内に住所を有する者であつて特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責任に帰することができない理由により、斎場を使用することができなくなったとき。
- (2) 斎場の管理上特に必要があるため、指定管理者が使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命じたとき。

(3) 使用者が使用の取消しを申し出て、市長が正当な理由があると認めたとき。

(損害賠償)

第12条 使用者は、斎場を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(遺骨の引取り)

第13条 使用者は、火葬終了後、速やかに遺骨を引き取らなければならない。

2 指定管理者は、使用者が遺骨を引き取った後、残余の骨、灰等があるときは、これらを処分することができる。

3 指定管理者は、使用者が遺骨を引き取らないときは、その遺骨を処分することができる。

(市長による管理)

第14条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、[第3条](#)及び[第4条](#)の規定にかかわらず、斎場の管理は、市長が行うものとする。

2 [前項](#)の規定により市長が斎場の管理を行う場合にあつては、[第5条第3項](#)中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、[第6条](#)、[第7条](#)、[第8条第1項](#)、[第11条第2号](#)並びに[第13条第2項](#)及び[第3項](#)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、[第8条第2項](#)中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(委任)

第15条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 [この条例](#)の施行の日の前日までに、合併前の松江市斎場の設置及び管理に関する条例(昭和63年松江市条例第22号)の規定によりなされた使用許可その他の処分、手続その他の行為は、[この条例](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年7月5日松江市条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、第4条の規定によりなされた使用許可に係る使用料は、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年10月6日松江市条例第42号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表 斎場使用料(第9条関係)

区分	単位	使用料	
		市民	市民以外
大人	1体	14,000円	76,000円
小人	1体	8,000円	46,000円
死産児	1胎	5,000円	15,000円
産汚物	1件	3,000円	8,000円
手術肢体等	1件	2,000円	5,000円
焼骨	1体	2,000円	5,000円
霊安室	1日(24時間以内)	17,000円	51,000円

備考

- 1 市民とは、死亡者又は死亡届出人のいずれかが松江市の区域内に住所を有している者をいう。
- 2 市民以外とは、前項に定める者以外の者をいう。
- 3 大人とは年齢12歳以上の者を、小人とは年齢12歳未満の者を、死産児とは妊娠4月以上の死胎をいう。
- 4 産汚物とは、妊娠4月未満の死胎、胞衣、出産時の排せつ物等をいう。
- 5 手術肢体等とは、人体の一部をいう。
- 6 焼骨とは、改葬遺骸の火葬をいう。
- 7 霊安室使用1日とは、24時間を超えない時間をいい、24時間を超えた場合は、1日を追加する。